

事 務 連 絡

平成 29 年 4 月 4 日

保険医療機関・保険薬局 各位

社会保険診療報酬支払基金栃木支部

栃木県における「こども医療費助成事業」について（ご連絡）

平素は、支払基金の業務処理に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、「こども医療費の現物給付」については、栃木県の事業（未就学児を対象に現物給付）に加え、各市町において「県の事業の上乗せ分」として独自に現物給付の対象年齢の拡大を図っている自治体があるところです。

このことを踏まえ、現物給付の対象者に対して、各市町より「こども医療費受給資格者証（以下、「受給者証」という）」の交付が行われているところですが、特に、県の事業の上乗せ分については、対象者や現物給付の対象地域が様々であることから、保険医療機関並びに保険薬局の皆様方におかれましては、窓口での受給者証等の確認にご苦労されていることと思慮しております。

つきましては、窓口での受給資格の確認についてご活用願いたく、下記のとおり「こども医療費助成事業一覧（各市町の状況）」について送付いたします。

#### 記

#### 1 送付資料

「栃木県のこども医療費助成事業一覧(各市町の状況)」(裏面)

※ 平成 29 年 4 月 1 日現在として集約しております。

#### 2 平成 28 年 7 月 4 日に送付している事務連絡との変更点

「真岡市」において、平成 29 年 4 月診療分以降、現物給付に係る対象年齢が 15 歳まで拡大されています。

#### 3 留意事項

(1) 各市町が発行している受給者証の色を確認した上で実施機関番号に反映しています。

なお、年度途中で助成事業に変更が生じる場合がありますのでご留意願います。

(2) 「こども医療費助成事業」においては、対象年齢を超えて受給資格が喪失したにも拘わらず、一部の市町では受給者証の回収が行われていない状況となっております。

つきましては、窓口での受給者証の有効期間等の確認に併せ、「患者様の年齢の確認」をお願いします。

※未就学児の請求は「法別 60」のみとなります。（法別 80 の請求が散見されます。）

本件に関する問合せ先

事業管理課事業管理第 1 係

ダイヤル 028-622-0778 内線 410.411.412

栃木県のこども医療費助成事業一覧（各市町の状況）

(参考)平成29年4月1日現在

区分	市町名	現物給付の対象						市町名
		未就学児 ※注1		こども(県の事業の上乗せ)				
		実施機関番号 ※注3	食事療養の負担 (現物給付)	実施機関番号 ※注3	食事療養の負担 (現物給付)	対象者	対象医療機関 ※注2	
1	宇都宮市	60 09 001 6	—	80 09 001 2	—	小学校6年生	県内	宇都宮市
				80 09 101 0	—	15歳(中学生)		
2	足利市	60 09 002 4	—	—	—	—	—	足利市
3	栃木市	60 09 003 2	—	80 09 003 8	—	12歳(小学生)	県内	栃木市
				80 09 003 8	—	15歳(中学生)		
4	佐野市	60 09 004 0	—	80 09 004 6	—	15歳 (中学生)	市内	佐野市
5	鹿沼市	60 09 005 7	—	80 09 105 1	—	15歳(中学生)	県内	鹿沼市
6	小山市	60 09 008 1	—	80 09 008 7	—	12歳 (小学生)	市内	小山市
7	真岡市	60 09 009 9	食事標準負担 額を現物給付	80 09 009 5	食事標準負担 額を現物給付	12歳(小学生)	県内	真岡市
				80 09 109 3		15歳(中学生)		
8	大田原市	60 09 010 7	—	—	—	—	—	大田原市
9	矢板市	60 09 011 5	—	—	—	—	—	矢板市
10	那須塩原市	60 09 013 1	—	—	—	—	—	那須塩原市
11	さくら市	60 09 014 9	食事標準負担 額を現物給付	80 09 014 5	食事標準負担 額を現物給付	18歳	県内	さくら市
12	那須烏山市	60 09 015 6	食事標準負担 額を現物給付	80 09 015 2	食事標準負担 額を現物給付	15歳 (中学生)	県内	那須烏山市
13	下野市	60 09 016 4	—	80 09 116 8	—	15歳 (中学生)	県内	下野市
14	日光市	60 09 017 2	—	80 09 017 8	—	18歳	県内	日光市
15	上三川町	60 09 051 1	—	80 09 051 7	—	15歳 (中学生)	県内	上三川町
16	益子町	60 09 061 0	—	—	—	—	—	益子町
17	茂木町	60 09 062 8	食事標準負担 額を現物給付	—	—	—	—	茂木町
18	市貝町	60 09 063 6	食事標準負担 額を現物給付	80 09 163 0	食事標準負担 額を現物給付	15歳 (中学生)	県内	市貝町
19	芳賀町	60 09 064 4	—	80 09 064 0	—	15歳 (中学生)	町内	芳賀町
20	壬生町	60 09 065 1	—	80 09 065 7	—	15歳 (中学生)	県内	壬生町
21	野木町	60 09 068 5	—	80 09 068 1	—	15歳 (中学生)	県内	野木町
22	塩谷町	60 09 074 3	—	80 09 074 9	—	18歳	県内	塩谷町
23	高根沢町	60 09 078 8	食事標準負担 額を現物給付	—	—	—	—	高根沢町
24	那須町	60 09 080 0	—	80 09 080 6	—	18歳	県内	那須町
25	那珂川町	60 09 088 3	—	80 09 088 9	—	15歳 (中学生)	県内	那珂川町

注1:「未就学児」における対象医療機関については、「栃木県内」全ての医療機関等となります。

注2:「対象医療機関」とは、医科・歯科・薬局・訪問看護ステーションを示します。

注3:実施機関番号の色は、受給者証の色を示します。

注4:平成29年4月1日現在で作成しております。変更等が生じる場合がありますのでご留意願います。

(作成:支払基金栃木支部)